

昭和教育会寄付行為

財団法人 昭和教育会

財団法人 昭和教育会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人昭和教育会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を鳥取県八頭郡佐治村大字加茂1547番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、佐治村の教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会教育に関する調査研究
- (2) 講演会及び講習会の開催
- (3) 佐治村の所有する社会教育施設の受託管理
- (4) 森林の育成と管理に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第6条 本会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本会の

事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議委員会の同意を経、かつ、鳥取県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は、その全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、鳥取県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算の範囲内で収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議委員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に鳥取県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議委員会の同意を経、かつ、鳥取県教育委員会の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議委員会の同意を経、かつ、鳥取県教育委員会の承認を得なければならない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事6名以上8名以内

(2) 監事3名

2 理事の内1名を理事長とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は互選により、理事長を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を鳥取県教育委員会に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を鳥取県教育委員会に届け出なければならない。

(職 務)

第18条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長に事故ある時、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、他の理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に定めるところにより、本会に業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は鳥取県教育委員会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要ある時は、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任 期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員会現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議決は、この寄付行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された審議事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合においては、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過及び発言の概要

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数の4分の3以上以上の議決を経、かつ、鳥取県教育委員会の許可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第34条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、鳥取県教育委員会の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 本会が解散の時に有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の既決を経、かつ、鳥取県教育委員会の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 寄付行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 財産及び負債の状況を示す書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

第8章 雑 則

(委 任)

第38条 この寄付行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

1 この寄付行為は、鳥取県教育委員会の許可のあった日から施工する。

2 本会の現在の役員任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

財団法人 昭和教育会寄付行為施行規則

(目的)

第1条 この規則は、財団法人昭和教育会寄付行為（以下「寄付行為」という。）第38条の規定に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運営)

第2条 本会は、設立当初の趣旨に則り既存の事項にも配慮しつつ適正な業務運営をするものとする。

(範囲)

第3条 本会の事業執行にあたっては、旧第3小学校区を中心として行う。

(役員の数)

第4条 寄付行為第16条第1項第1号に定める理事の定数は6名以上8名以内とする。

(評議員)

第5条 寄付行為第31条に定める評議員は15名以上20名以内とし、選出地区別の定数は、福園1名、万蔵1名、大水2名、小田2名、細尾1名、畑2名、春谷3名、河本2名、余戸3名とする。

附 則

1 この規則は、寄付行為の施行の日から施行する。